

環境影響評価法・環境影響評価条例の対象事業一覧

対象事業種	条例対象規模	環境影響評価法の対象事業	
		第一種事業	第二種事業
1 道路			
高速自動車国道	—	すべて	—
指定都市高速道路	—	4車線以上	—
一般国道	4車線 5km以上	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満
県道	4車線 5km以上	—	—
市町村道	4車線 5km以上	—	—
道路交通法の道路	4車線 5km以上	—	—
林道	10km以上	幅員 6.5m 20km以上	15km以上 20km未満
2 河川			
ダム	貯水区域 50ha以上	貯水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
堰	湛水区域 50ha以上	湛水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路	変更区域 50ha以上	変更区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
湖沼水位調節施設	—	変更区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
3 鉄道・軌道			
新幹線	—	すべて	—
鉄道	すべて(改良は5km以上)	10km以上(鉄輪)	7.5km以上 10km未満
軌道	すべて(改良は5km以上)	10km以上(鉄輪)	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	すべて(延長は250m以上)	滑走路 2500m以上	1875m以上 2500m未満
5 発電所			
水力発電所	出力 1.5万kw以上	出力 3万kw以上	2.25万kw以上 3万kw未満
火力発電所(地熱を除く)	出力 7.5万kw以上	出力 15万kw以上	11.25万kw以上 15万kw未満
火力発電所(地熱)	—	出力 1万kw以上	0.75万kw以上 1万kw未満
原子力発電所	—	すべて	—
風力発電所	出力 0.5万kw以上	出力 5万kw以上	3.75万kw以上 5万kw未満
太陽電池発電所	50ha以上	出力 4万kw以上	3万kw以上 4万kw未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
し尿処理施設	処理能力 150kl/日以上	—	—
産業廃棄物焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
最終処分場	埋立面積 10ha以上	埋立面積 30ha以上	25ha以上 30ha未満
7 公有水面の埋立・干拓	25ha(15ha ※注1)以上	50haを超えるもの	40ha以上 50ha以下
8 下水道終末処理場	処理人口 10万人以上	—	—
9 土地区画整理事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
10 新住宅市街地開発事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
11 住宅団地の造成	50ha以上	100ha以上(独立行政法人)	75ha以上 100ha未満
12 工業団地の造成	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	100ha以上(近郊整備法)	75ha以上 100ha未満(近郊整備法)
13 工場又は事業場の建設	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	—	—
14 流通業務団地造成事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
15 複合開発用地の造成事業	50ha以上	—	—
16 レクリエーション施設等の建設			
レクリエーション施設の建設	50ha以上	—	—
ゴルフ場	20ha以上	—	—
スキー場	20ha以上	—	—
17 土石の採取	20ha以上	—	—
18 港湾計画	150ha以上	300ha以上	—

注1 重要港湾区域内の埋立であって、①鳥類等の生息環境としての干潟を有し、景観が優れ、又は地形等が貴重である自然海浜に係るもの又は②食料品製造業、石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注2 製造業、ガス供給業又は熱供給業に係るものであって、使用する燃料の合計が重油換算で15kl/h以上又は日平均排水量が1万m³/日以上のも